

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る随意契約を  
沖縄市契約規則第32条第4項第1号の準用による公表

契約後

公表日 令和5年3月28日

### 1. 契約前公表内容

契約前 公表日	令和5年3月1日
契約 内 容	資源ごみ等分別業務委託 (缶類等)
委 託 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで
契約先の決定方法 及び選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低い者と契約する。 1. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等 2. 沖縄市、宜野湾市、北谷町の一つ以上に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3. 臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4. 他の事業所との契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法及び 提出期限	①見積書の提出 ②定款又は設立趣意書の提出 ③法人の従業者数又は会員数のわかるパンフレット等の提出 ④他の事業所との契約実績書の提出 ⑤提出期限 : 令和5年3月10日(金)午後2時まで
契約担当課	業務第一課 電話 (098)921-0883 担当: 當眞

\*見積書提出前に、業務仕様書の受取り及び現場確認を行なってください。

### 2. 契約後公表内容

契約締結日	令和5年3月22日
契約金額	¥17,642,900-
契約先の 氏名及び住所	沖縄市美原三丁目1番1号 公益社団法人 沖縄市シルバー人材センター 理事長 上原 秀雄
契約理由	上記選定基準を満たし、見積金額が予定価格の範囲内であり、当該業務を委託することにより、高齢退職者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいを支援できるため。